

事業主の皆様へ

令和2年4月施行のパートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金等）、改正労働者派遣法を中心とする  
「働き方改革関連法等に関する説明会」を開催します

本年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されていますが、令和2年4月からは、①労働時間の上限規制の中小企業への適用、②パートタイム・有期雇用労働法の施行及び③改正労働者派遣法の施行など、これまで以上に改正法への対応が必要となります。

高知労働局では、これら法制度の円滑な施行を図るため、働き方改革関連法等に関する説明会を県内3会場で開催します。参加無料ですので、是非ご参加ください。

	会 場	開催日時	定 員	申込期限
東部	安芸商工会館 大ホール 安芸市本町 3-11-5	10月4日(金) 13:30~16:30	100名	9月26日
中部	高知会館 高知市本町 5-6-42	10月7日(月) 13:30~16:30	300名	9月26日
西部	中村地区建設協同組合会館 四万十市右山元町 3-3-26	10月15日(火) 13:30~16:30	100名	10月7日

定員には限りがございますので、先着順でのご案内とさせていただきます。

内 容

【説 明】

(1) 働き方改革関連法について

- ①労働時間法制の見直し (30分)
  - ・改正労働基準法
- ②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について (60分)
  - ・パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金含む）
  - ・労働者派遣法の改正

(2) 関係団体による説明

- ・高知県働き方改革推進支援センター (20分)
- ・高知障害者職業センター（東部・中部会場のみ）(10分)
- ・勤労者退職金共済機構（中部会場のみ）(10分)

【個別相談会】

説明終了後、高知県働き方改革推進支援センターによる個別相談会を実施します



パゆうちゃん

パートタイム・有期雇用労働法  
のマスコットキャラクター

主催：高知労働局

共催：高知県経営者協会・高知県商工会議所連合会・高知県商工会連合会・高知県中小企業団体中央会

★裏面の申込書にて、FAX又は郵送により、事前にお申し込みください。

【お申込み・お問合せ先】 高知労働局雇用環境・均等室

〒781-9548 高知市南金田1-39 電話 088-885-6041 FAX 088-885-6042

「働き方改革関連法等に関する説明会」参加申込書（高知労働局雇用環境・均等室 宛て）

**FAX 088-885-6042**

事業所名 所在地	(電話番号 )
担当者氏名	(所属部署 )
参加人数	名 (1事業所につき原則1名の参加でお願いいたします。)
参加希望会場	<input type="checkbox"/> 東部会場（安芸市内）（10/4） <input type="checkbox"/> 中部会場（高知市内）（10/7） <input type="checkbox"/> 西部会場（四万十市内）（10/15）
説明会において 特に聞きたいこ とがあれば、ご 記入ください。	注:時間の都合により説明会において説明できない場合は、個別に説明させていただきます。
相談内容 (個別相談会を希望 される方は該当箇 所に☑をお願いします)	<input type="checkbox"/> 労働時間法制の見直し（改正労働基準法等） <input type="checkbox"/> 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金等） <input type="checkbox"/> その他( ) 高知県働き方改革推進支援センターの専門家が対応します。

必要事項を記載の上、該当の箇所にチェック（☑）をしてください。

ご記入いただいた個人情報は、適正に管理し、説明会の運営のみに使用します。